外務省における褒賞制度の一つである川口賞に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 外務省における褒賞制度の一つである川口賞に関する再質問主意書

「前回答弁書」 (内閣衆質一七〇第一七七号) を踏まえ、 再質問する。

てい は、 されている。 であり、 も のが設けられたが、二〇〇四年六月以降、その授与が行われていないことについて、 川口順子参議院議員が外務大臣を務めていた時期に、 ない 「先の答弁書(平成十九年六月八日内閣衆質一六六第二七八号)の八について等でお答えしたとおり 川口賞の授与を行わないことについて、外務省として決定を行ったことはない。」との答弁がな のはなぜか、 では、 授与を行わないとする決定がなされていないのに、 その理由を説明されたい。 外務省における褒賞制度の一環として川口賞なる 川口賞の授与がここ四年間行われ 「前回答弁書」で

の答弁は、 外務省において、 将来的にまた川口賞の授与を再開することもあり得るということか。

 $\equiv$ 賞の授与を受けた外務省職員の士気が向上した結果、我が国の外交に具体的にどの様な効果がもたらされ たかとの問いに対して、 の士気の向上に寄与するものであったと考えている。」と、川口賞を評価する答弁がなされている。 「前回答弁書」では、 「外務省としては、 「各受賞者の表彰理由は多岐にわたるため、 川口賞を創設し、 外務省職員に授与したことが、 外務省職員の士気の向上による外交 外務省職員 川 口

 $\prod$ るのなら、 気の向上に寄与し、 ことに資しているものと認識している。」との答弁がなされている。 者を模範として高い使命感と意欲を持って職務を遂行することにより、 の具体的な効果について一概にお答えすることは困難であるが、 口順子氏が外務大臣の任を退いた今も続けるか、または同趣旨の褒賞制度を創設し、 なぜ二○○四年六月以降、その授与を行っていないのか。我が国の国益に資するものならば、 我が国の外交を積極的に展開することに資するものであると外務省として認識してい 外務省としては、 右の様に、 我が国の外交を積極的に展 川口賞が外務省職員の士 外務省職員が、 外務省職員の士気 開 する

四 員 命感と意欲を持って職務を遂行することにより、 と認識している。」と自画自賛しておきながら、二〇〇四年六月以降、 の士気の向上に寄与するものであったと考えている。」、「外務省職員が、受賞者を模範として高 川口賞について外務省が 結局川口賞が川口氏の思いつきによる、 「外務省としては、 川口賞を創設し、 我が国の外交を積極的に展開することに資しているもの ただのパフォーマンスでしかなかったというこ 外務省職員に授与したことが、 何の決定もなく授与を行っていな 外務省職 い使

の向上に努めるべきではな

いのか。

とではないのか。